

松本市上下水道局指定給水装置工事事業者
松本市下水道排水設備指定工事店
令和7年度 事務連絡会

資料7

受益者負担金・各補助金等について
(上下水道局 営業課・給排水設備担当)

営業課 給排水設備担当（普及） からの連絡事項

1 下水道事業受益者負(分)担金について （P-1）

- (1) 受益者負担金精算状況の事前確認について
- (2) 受益者負担金の徴収猶予地について
- (3) 自営工事（污水枥設置）に係る污水放流納付金の減免について
- (4) 下水道事業計画区域外から区域内の既設污水枥への放流について

2 補助金について （P-2～6）

- (1) 私設污水ポンプ設置費補助金のご案内
- (2) 松本市水洗化ローンのご案内

3 電子申請について （P-7・8）

1 下水道事業受益者負(分)担金について

下水道事業受益者負(分)担金制度は、下水道整備の推進に重要な役割を果たしています。

都市計画法第75条及び地方自治法第224条に基づき、下水道建設費用の一部を受益者の皆さまに負担していただいておりますが、受益者負(分)担金(以下、受益者負担金という。)の徴収に関して、水道局と受益者との間でトラブルが生じるケースがございますので、以下の点にご協力いただきますようお願いいたします。

(1) 受益者負担金精算状況の事前確認について

下水道に係る工事申請(汚水枥設置および宅内工事)がある場合、公共枥の有無にかかわらず、必ず事前に該当地番の受益者負担金精算状況を水道局窓口で確認し、精算済でない場合は、受益者負担金が発生する旨を施主(工事申請者)へ確実にお伝えください。また、お問い合わせの際は、なるべく公図の写しなど該当地が確認できる書類をお持ちください。

(2) 受益者負担金の徴収猶予地について

受益者負担金の徴収猶予地における工事申請の場合は、受益者負担金を支払われる方の「誓約書」及び「受益者異動申告書」の提出をお願いいたします。

(3) 自営工事(汚水枥設置)に係る污水放流納付金の減免について

受益者負担金が未賦課の土地において自営工事を行う場合に、受益者負担金相当額の污水放流納付金の納付が発生しますが、下水道に係る工事精算額の1/5の額(波田・梓川は100%)が減免となります。上水道と同時埋設の場合については、按分する等のうえ下水道に係る工事費を算出していただきますようお願いいたします。波田・梓川について、舗装本復旧費用は減免対象とならないため、あらかじめご注意ください。

なお、減免には申請が必要で、今年度から LoGo フォームでの申請を推奨しています。それに伴い、污水放流許可書をお渡しする際に交付していた減免申請書(紙)の交付を廃止しました。

電子申請については、後述「3 電子申請について」をご参照ください。

(4) 下水道事業計画区域外から区域内の既設汚水枥への放流について

区域外から区域内にある既設の汚水枥へ放流する場合、下水道課への污水放流許可申請が必要となります。污水放流許可申請後、工事申請者へ納入通知書を速やかに送付します。

なお、入金を確認できるまで放流許可が出ず、宅内工事の許可も出ませんのでご了承ください。

2-(1) 私設汚水ポンプ設置費補助金のご案内

公共下水道への接続にあたり、低地等の立地条件のため自然流下の方法では汚水を公共下水道に排除することが困難であり、汚水ポンプを設置する必要がある場合に、費用の一部を補助する制度です。

1 利用要件

- (1) 市内（四賀・安曇・梓川・波田を除く）における公共下水道の計画整備時において、低地等の立地条件により自然流下の方法では汚水を公共下水道に排除することが困難な住宅の所有者又は使用者
- (2) 公共下水道の排水区域内であること
- (3) 個人の家屋（事業所等は対象外）
- (4) 市税及び受益者負担金を滞納していないこと

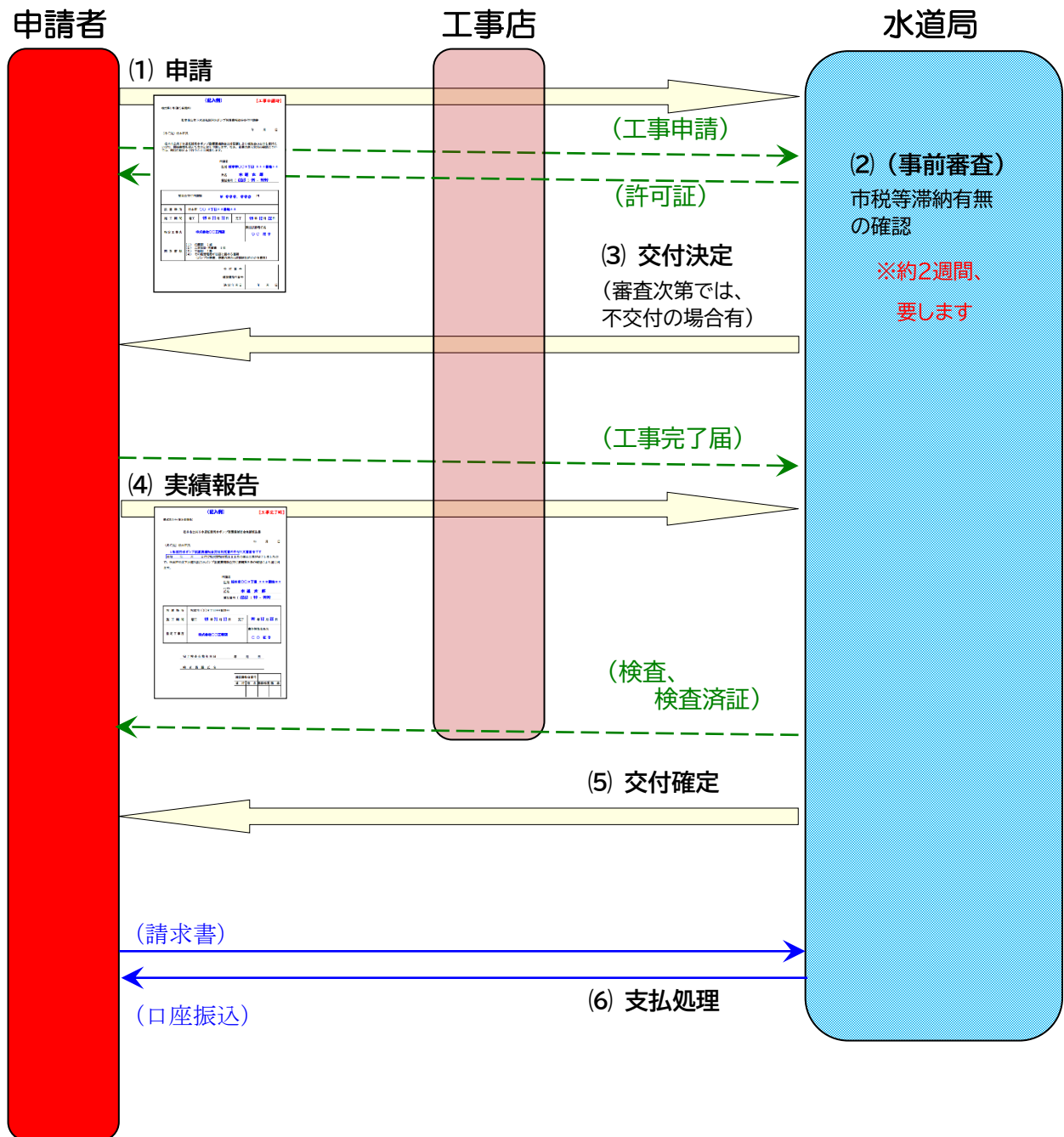
2 補助対象限度額（一戸あたり）

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) ポンプ施設の新設 | 1 0 0 万円 |
| (2) 耐用年数経過後※のポンプ施設の更新 | 1 0 0 万円 |
| (3) 故障等によるポンプ施設の修繕 | 3 0 万円 |

※更新における耐用年数経過後とは、設置から10年以上とします。

手続きは、上下水道指定工事店に代行していただきます。
申請や相談がありましたら、すぐに担当までご連絡ください。

松本市私設汚水ポンプ設置費補助金事務の流れ



【書類等の流れ】

- (1) 「松本市公共下水道施設汚水ポンプ設置費補助金交付申請書」により申請
- (2) 事前審査(補助対象要件に該当するか、市税等の滞納の有無)を行います。
- (3) 審査結果により、「補助金交付決定書」を交付します。
(審査次第では、不交付の場合もあります。)
- (4) 工事完了後、工事完了届兼検査書と一緒に「松本市公共下水道施設汚水ポンプ設置費補助金実績報告書」を提出
- (5) 現地検査・書類審査のうえ、「補助金交付確定通知書」を交付します。
- (6) 請求書が返送され次第、補助金をお支払します。

2-(2) 松本市水洗化ローンのご案内

排水設備工事の費用にあてるための資金として、金融機関からお金を借りていただき、その利子について上下水道局が利子補給（松本市水洗便所等築造資金融資あっせん及び利子補給制度）をするものです。



- 融資あっせん額 水洗化・排水設備等の設置工事費で、
 一戸あたり80万円以内
- 利 子 上下水道局が全額補給
- 償還方法 元金均等月賦償還（元金のみ償還）
- 償還回数 貸付を受けた翌月から60回以内
- 融資取扱金融機関
（市内の各店） 長野県信用組合、松本信用金庫、
 松本ハイランド農業協同組合
- 貸付方法 借受者の指定する預金口座
- 貸付実行日 毎月7日または22日
 （金融機関が休業日の場合は、その翌営業日）

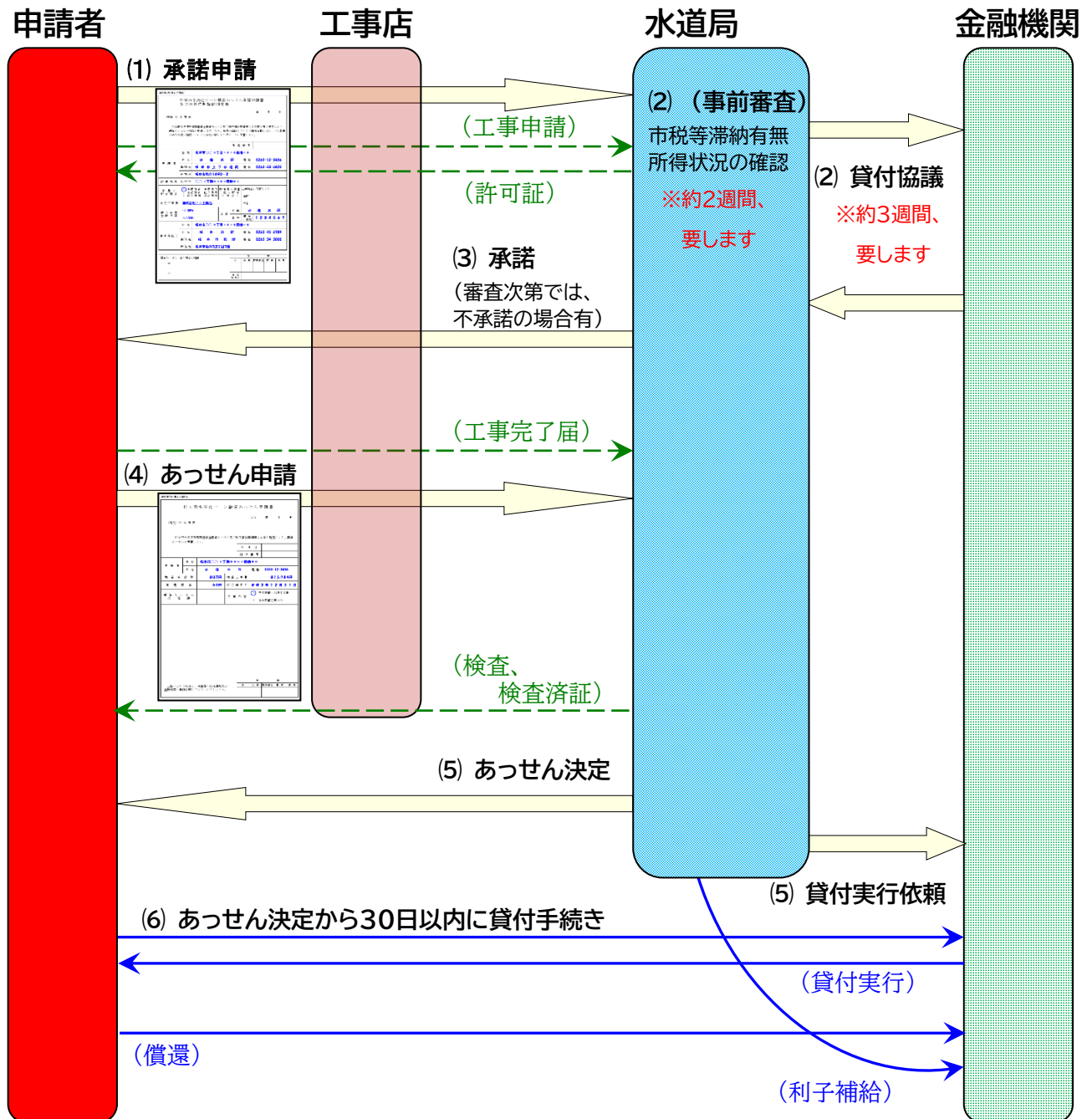
水洗化ローンは、次の要件に該当する方が利用できます。

- 市内に居住し、独立の生計を営む方。
→ 松本市に住民登録があることが条件です。
- 十分な償還能力を有する方。
- 融資あっせんの目的である排水設備の設置または水洗便所等への築造を完遂し、継続して使用する方。
→ 新築工事の場合は、対象になりません
- 市税・下水道事業受益者負担金（分担金）・水道料金等の滞納がない方。
- 工事費用を一時に負担することが困難であると認められる方。
- 借受者と生計が異なり、弁済の資力を有する連帯保証人（市内居住者）1人を有する方。
- 金融機関から取引停止の処分を受けていない方。
- 年間総所得が800万円以下の方。
- その他、管理者が適当と認める方。

※既存の居住用住宅を水洗化する場合に利用できますが、詳細については上下水道局営業課給排水設備担当までお問い合わせのうえ、お申し込みください。

手続きは、上下水道指定工事店に代行していただきます。
申請や相談がありましたら、すぐに担当までご連絡ください。

松本市水洗便所等融資あっせん利子補給事務（水洗化ローン）の流れ



【書類等の流れ】

- (1) 「松本市水洗化ローン融資あっせん承諾申請書及び所得証明確認同意書」にて承諾申請
- (2) 借入金融機関に、貸付が可能かどうかの協議を行い、あわせて事前審査を実施
- (3) 審査結果により、「融資あっせん承諾書」交付（審査次第では、不承諾の場合もあり）
- (4) 工事完了後、「松本市水洗化ローン融資あっせん申請書」によりあっせん申請
- (5) 審査後に「融資あっせん決定書」交付、同時に金融機関宛に「貸付実行依頼書」を送付
- (6) 「融資あっせん決定書」など必要書類を用意のうえ、あっせん決定から 30 日以内に貸付の手続き

3 電子申請について

給排水設備担当では電子申請でのお手続きを推奨しております。各種申請が可能ですので、積極的にご利用ください。「営業課給排水設備担当電子申請受付トップページ」より各種申請を行うことができます。当該画面までの手順を記載しますのでご確認ください。

① 松本市ホームページのトップページから「電子申請」を選択

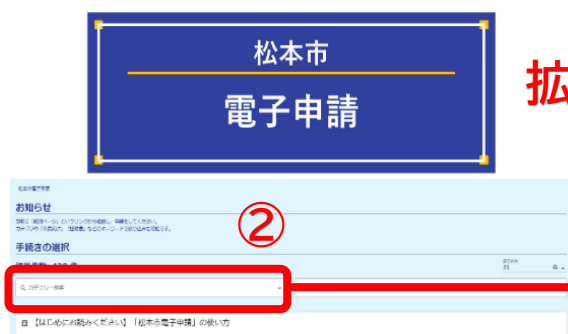


松本市 HP の QR コードは
こちら↓

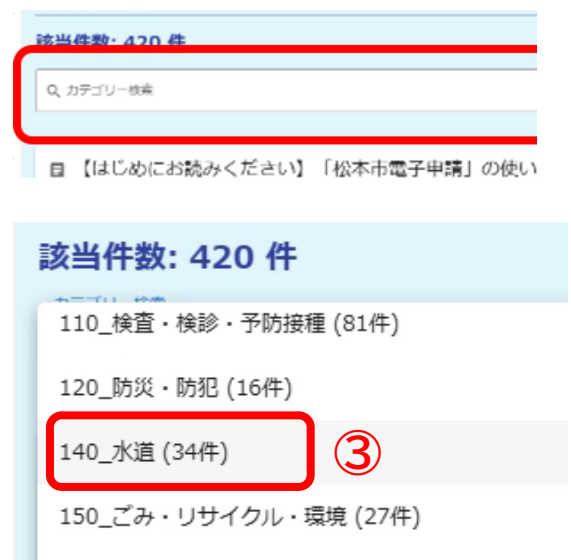


② 「カテゴリから検索」で

③ 「140_水道」を選択



拡大



表示された画面をスクロールし、

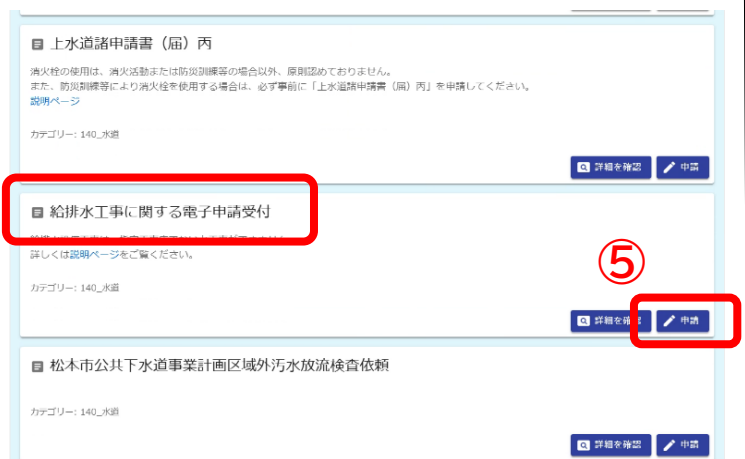
④ 「給排水工事に係る電子申請受付」の

⑤ 「申請」をクリック



給排水設備担当
電子申請受付
トップページは
←こちら

④



以上の手順で「営業課給排水設備担当電子申請受付トップページ」を表示することができます。
表示される画面(トップページ)については次ページをご確認ください。

給排水設備下記画面(トップページ)内より必要な申請を選択し、各申請を行ってください。

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。



松本市上下水道局
営業課 給排水設備担当
電子申請受付

新着情報

松本市上下水道局指定給排水設置工事事業者・松本市下水道排水設備指定工事店 令和7年度事務連絡会の開催について
(最終更新日：令和7年6月2日)

工事の申請
(当初申請・変更届・中止届・完了届)

審査状況の確認
(開発日の10:00頃 更新予定)

追加で提出
(修正回答や添付書類の提出用)

現場の写真
(リンク先でカメラ起動)

下水道使用開始申請書の提出
(使用開始日が決まったら提出)

3階直結給水
(実施事前協議申請)

給排水設備担当へ連絡
(取組日、メールアドレス登録・変更 等)

公共下水道 補助金関係
(私設汚水ポンプ設置、水洗化ローン、水洗便所設置)

公共下水道 受益者負担金関係
(受益者情報の異動、減免申請、徴収遅延申請)

※準備中！ 事務連絡会資料ダウンロード
(令和7年7月2日開催 事務連絡会)
連絡会当日は、事業情報各目録で資料が閲覧できるようにご準備ください。

事務連絡会《事前》ご質問・ご意見受付フォーム
事業者の皆様から連絡会に関する質問のほか、当市上下水道事業に対するご意見、ご質問を受け付けいたします。

令和7年度 事務連絡会 欠席連絡
(令和7年度 事務連絡会 令和7年7月2日開催)
やむを得ず欠席される事業者様はごちから入り、入力ください。

令和7年度 事務連絡会アンケート ※準備中
(令和7年度 事務連絡会終了後 公開予定)

各種ダウンロード
(給排水施工基準 等)

お問合せ
(ご意見・ご要望 等)

▲ 上記メニューから入ってお手続きをください。

→ 確認画面へ進む 入力内容を一時保存する

工事申請関係

補助金関係

受益者負(分)担金関係